

岩手県告示第52号

平成24年12月28日付け官報第5957号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成24年農林水産省告示第2773号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成25年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 遠野市綾織町鶉崎3地割148の20、148の23、148の24、148の75、148の88、148の126、148の144、148の154、148の159、148の161、148の182、148の184、148の193、148の218、148の224、鶉崎4地割118の11、118の15、118の70

(2) 所在が不分明である通知の相手方 多田貢、石原安志、松田春美、菅田キマ、柿木次郎、菊池長一郎、鈴木誠介、及川好之、佐藤厚三、菊池輝夫、宮守タマ子、及川林

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所